建設機械借上単価契約書(案)

1　名　　称　建設機械借上単価契約(島原地区2)

2　作 業 場 所　次の市町村に所在する長崎森林管理署が管理する国有林林道
雲仙市, 島原市, 南島原市

3　契 約 期 間　自 令和　　年　　月　　日
至 令和　9 年　3 月　12 日

4　契 約 単 価　別紙予定数量内訳書のとおり

5　契約予定時間　別紙予定数量内訳書のとおり

6　契約予定金額　¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. －
うち消費税及び地方消費税の額 ￥〇〇, 〇〇〇. －

7　契 約 保 証 金　免　除

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和　年　月　日

発注者

(住 所)　長崎県諫早市栗面町804-1
分任支出負担行為担当官
(氏 名)　長崎森林管理署長 小野 貴行

受注者

(住 所)

(氏 名)

予 定 数 量 内 訳 書

名　称	区　分	予定数量	単位	単価	予定金額	摘　要
バックホウ	山積0.28m3(平積0.20m3)	35	時間			
バックホウ	山積0.50m3(平積0.40m3)	35	時間			
ダンプトラック	2t車	28	時間			
ダンプトラック	4t車	28	時間			
労務	普通作業員	20	人			
建設機械運搬(10t車)	片道10kmまで	4	回			
建設機械運搬(10t車)	片道20kmまで	4	回			
建設機械運搬(10t車)	片道30kmまで	4	回			
建設機械運搬(10t車)	片道40kmまで	4	回			
建設機械運搬(20t車)	片道10kmまで	4	回			
建設機械運搬(20t車)	片道20kmまで	4	回			
建設機械運搬(20t車)	片道30kmまで	4	回			
建設機械運搬(20t車)	片道40kmまで	4	回			
ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ(再生)	40～0mm	28	m3			島原地区
割 栗 石	5～15cm	28	m3			島原地区
栗石	15～20cm	28	m3			島原地区
ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ(再生)	40～0mm	28	m3			雲仙地区
割 栗 石	5～15cm	28	m3			雲仙地区
栗石	15～20cm	28	m3			雲仙地区
大型土のう(耐候性3年)	丸型110×110	10	袋			
法定福利費	労務費×法定保険料率					
計						
消費税相当額						
合　計						

契 約 条 件

（契約形態）

第1条　この契約は、単価による契約とし、建設機械の運転時間数、建設機械の運搬回数及び路盤材の数量に、それぞれの契約単価を乗じて得た金額の合計と法定福利費の合計に、消費税相当額の10％を乗じて得た金額を加算した金額で精算するものとする。なお、法定福利費の計算については別紙1のとおりとする。

（権利義務の譲渡）

第2条　受注者は、発注者の承認を得た場合を除き、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（監督職員）

第3条　発注者は、監督職員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2　監督職員は、この契約に定めるもののほか、建設機械借上作業実施要領に定めるところにより必要な監督を行うものとする。

（履行の通知等）

第4条　受注者は、この契約の履行に必要な運転者を選任のうえ、作業着手前に発注者に通知するものとする。

2　運転者は、発注者の指示監督に従い作業を安全且つ能率的に行うとともに、この作業に必要な一切の事項を処理しなければならない。

（経費の負担）

第5条　この契約に係わる作業機械の機械損料、人件費、燃料費、修繕費、保険料、その他運転に必要な一切の経費は受注者の負担とする。

（作業者の資格）

第6条　受注者は、この契約に係わる作業機械の操作に当たっては、法令に基づき必要とされる資格又は技能を有していなければならない。

（能率的な作業）

第7条　受注者は、発注者又は発注者が指名した監督職員が指示する作業を安全且つ能率的に行わなければならない。

（労働安全衛生）

第8条　受注者は、作業を実施するに当たっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

（一般的損害）

第9条　この契約に基づく作業により生じた労働災害及び機械の補修等による損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責による事故のため生じた損害は、発注者が賠償するものとする。

2　天災その他不可抗力の原因により生じた受注者の損害、及び受注者の責に帰する事由により生じた損害は全て受注者の負担とする。

（第三者に及ぼした損害）

第10条　受注者は、作業中において第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の責に帰すべき事由による損害については、発注者が賠償するものとする。

（運転予定時間の変更等による損害）

第11条　受注者は、当初の運転予定時間、資材予定数量及び契約期間の変更により受注者に生じた損害の賠償を発注者に請求することはできない。

（損害賠償）

第12条　受注者が発注者に損害を与えたとき（天災その他受注者の責めに帰さない理由による場合を除く）は、発注者は受注者に対し、損害賠償の請求をすることができる。ただし、賠償の金額は、双方協議の上定めるものとする。

（作業の指示及び確認）

第13条　発注者は、建設機械による作業が生じた場合は、受注者に建設機械等注文指示書（以下「注文指示書」という。）を交付するものとする。

2　受注者は、この注文指示書に基づき作業を実施することとし、作業が終了したときは、監督職員若しくは監督職員から指示を受けた者から確認を受けるものとする。

（完成及び検査）

第14条　受注者は、作業が完成（一部完成含む。）したときは、運転時間等整理簿、注文指示書及び施工写真等を添付のうえ、発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく受注者の立会いを得て、検査を行わなければならない。

（代金の部分払）

第15条　受注者は、契約期間中であっても注文指示書による作業が終了し、検査を了した部分（支払済分は除く。以下同じ。）に対する代金の支払を、毎月1回を限度として請求することができる。

2　前項の代金は、検査済既済部分の範囲内の数量（単位止とする。）に、それぞれの契約単価を乗じて得た金額の合計に、消費税相当額の10％を乗じて得た金額を加算した金額とする。

3　前項の支払い対象となる運転時間等の数量は、累計において単位以下を切捨て単位止めとするものとする。

（代金の支払）

第16条　発注者は、受注者の提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払わなければならない。

（遅滞の場合における損害金等）

第17条　発注者は、前条の期間内に代金の支払いをしないときは、期間満了の日の翌日より支払った日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払うものとする。

ただし、遅延利息の額に100円未満の端数があるときは切捨て、総額が100円未満の場合は遅延利息の支払いを要しない。

（契約期間の変更）

第18条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議して契約期間を短縮し、又は延長することができる。

（甲の解除権）

第19条　発注者は、受注者がこの契約に違反した場合、及び契約を履行しないか又は履行の見込がないと認めた場合は、契約を解除することができる。

（契約解除による違約金）

第20条　受注者は、前条の規定により契約を解除された場合は、契約予定金額の100分の10に相当する額を違約金として、発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

2　受注者は、前項の違約金を発注者の指定する期日までに納付しないときは、その期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した遅延違約金を発注者に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第21条　受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは契約を解除することができる。

2　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の解除）

第22条　発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することが出来る。

(1)　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2)　受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2　受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金）

第23条　受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3)　公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4)　受注者は、この代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2　受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
(2)　前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
(3)　受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3　受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4　受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

5　第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（債権債務の相殺）

第24条　発注者は、この契約により受注者から発注者に支払うべき債務が生じたときは、受注者に支払う代金と相殺することができる。

（紛争の解決）

第25条　この契約について、発注者及び受注者間に紛争が生じたときは、第三者の調停により解決するものとし、第三者については発注者及び受注者が協議のうえ選定するものとする。

（暴力団排除に関する特約条項）

第26条　別紙2のとおり

（調達事業の中止）

第27条　第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が調達事業を行うことができないと認められるときは、発注者は、調達事業の中止内容を直ちに受注者に通知して、調達事業の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、調達事業の中止内容を受注者に通知して、調達事業の全部又は一部を一時中止させることができる。

3　発注者は、前2項の規定により調達事業を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が調達事業の続行に備え調達事業の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約以外の事項）

第28条　この契約に定めていない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

別紙1

法定福利費は、労務費に事業主負担分の法定保険料率を乗じて算出し、その計算は以下のとおりとする。

バックホウ運転に要する労務費	1日当たり	1時間当たり
運転手(特殊)労務費	l_1	$1/T \times l_1$
土木一般世話役労務費	l_2	$l_2/7$
バックホウ運転に要する労務費1時間当たり法定福利費	$(1/T \times l_1 + l_2/7) \times$ 法定保険料率	

ダンプトラック運転に要する労務費	1日当たり	1時間当たり
運転手(一般)労務費	l_3	$1/T \times l_3$
土木一般世話役労務費	l_2	$l_2/7$
ダンプトラック運転に要する1時間当たり法定福利費	$(1/T \times l_3 + l_2/7) \times$ 法定保険料率	

労務(普通作業員)に要する労務費	1日当たり
普通作業員労務費	l_4
労務(普通作業員)1人に要する法定福利費	$l_4 \times$ 法定保険料率

機械運転手1時間当たり労務歩掛1/T(人/h)については治山林道必携(積算・施工編)森林整備保全事業建設機械経費積算要領参照。

法定保険料率は都道府県ごとに異なり、保険料によって更新時期が異なる。適用する各保険料率は協会けんぽ・日本年金機構・厚生労働省のウェブサイト等で確認できる。複数の都道府県にまたがって事業を行う場合は、契約ごとに主たる都道府県の法定保険料率を採用する。

なお、法定福利費は単位当たりで算出することから、当初契約の金額と清算時の金額は異なる場合がある。

別紙2

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条　発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確認）

第3条　受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2　受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する解約解除）

第4条　受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2　発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条　発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2　受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条　受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

建設機械借上作業実施要領

1 作 業 条 件

（１）崩土等の除去

崩土等の除去に当たっては、事前に崩壊法面等を点検し安全を確認した上で、作業を行うこと。

また、取り除いた崩土等が、路盤材として活用できる場合は、車両が安全に通行できるように敷均し十分締固めを行うこと。

なお、残土が発生する場合は、監督職員が指定した処理場に処理すること。

（２）路面整正

路面整正に当たっては、不陸部分を均し車両が安全に通行できるようにすること。

また、車両の安全な通行に支障がある凹部分については、補足路盤材（不陸整正により発生した土砂又は購入路盤材）を投入し十分に締固めを行うこと。

（３）側溝（素堀）

素堀の側溝を作設する場合は、幅３０㎝深さ２０㎝程度とし、流末は暗渠呑口及び横断溝等に接続すること。

（４）その他

上記（１）～（３）に該当しない作業については、監督職員の指示によること。

2 安 全 管 理

（１） 受注者は、作業中における労働安全の確保のため、１作業指示毎に建設機械の取扱いなど安全に関する必要な事項を現場従事者に周知徹底すること。

（２） 当該作業における安全対策が必要な場合は、速やかに監督職員に報告し指示を受けること。

3 運転時間管理

（１） 建設機械の実運転時間は、上記１の（１）～（４）の作業（自走移動も含む）開始から終了までの間において、エンジン稼働中（日常整備点検のための稼働も含む。）の時間をもって実運転時間とし、１日の実運転時間は、７時間を限度とする。ただし、緊急時の対応等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

（２） 上記（１）の実運転時間は１０進法により管理し少数１位止めとする。なお、最終集計時においては切り捨てによる整数止めとする。

（３） 実運転時間の管理は建設機械に装備されたアワーメーターの計器数値により、管理すること。

なお、アワーメーターの計器が損傷等で使用できない場合は、監督職員の指示によること。

4 建設機械等注文指示書

（１） 受注者は、監督職員から交付された建設機械等注文指示書（以下「注文指示書」という。）に基づき作業を行うこと。

また、作業が終了したときには、注文指示書に建設機械の実運転時間、運搬距離及び回数を記入し、監督職員又は監督職員から指示を受けた者から検収確認を受けること。

（２） 実運転時間は、上記３の（３）のアワーメーターの数値以内とすること。

（３） 購入路盤材については、納入数量が記載された納入伝票について、監督職員又は監督職員から指示を受けた者に確認を受けること。

5 写 真 管 理

（１）施工状況写真

写真は、出来形が確認出来るものとし、同一位置から作業の着手前、施工中及び完了後に日付、作業内容及び作業場所を記載した表示板を被写体と共に写し込むように撮影すること。

（２）建設機械

日々の業務開始時及び終了時に建設機械に装備されているアワーメーターの計器の表示数値を目視確認できるよう撮影すること。

なお、アワーメーターの計器が損傷等で撮影できない場合は、監督職員又は監督職員から指示を受けた者が立会い確認すること。

（３）その他

上記（１）～（２）の写真は、完成検査（一部完成検査含む。）時に提出するものとし、写真の大きさ等については、林道工事施工管理基準を準用する。

6 建設機械の運搬

運搬距離の起算点については、施工箇所最寄りの市町村役場とするが、精算は実運搬距離で行う。実運転距離は運搬車に装備されたオドメーターの計器数値で管理するか、運搬系統図等を用いて確認できるよう運搬の起点がわかる資料を提出すること。

7 そ の 他

（１） 作業に当たっては、林道施設、林道付帯物（標識・ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ・ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ等）及び立木等を破損しないように努めること。

（２） 作業に当たって支障木が発生した場合は、監督職員の指示によること。

特約事項（建設機械借上単価）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ＡＳＦは、ＡＳＦウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、受注者は下記の内容について遵守すること。

記

１．平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

２．感染の疑いが生じた場合の対応

ＡＳＦ対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、契約条件 27 条により対応する。